

## 大江町告示第7号

道路の占用を制限する区域の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は大江町役場建設水道課において、令和5年3月1日から令和5年3月15日まで縦覧に供する。

令和5年3月1日

大江町長 松田清隆

### 1 制限する道路の路線名及び区域

路線名	占用を制限する区域
藤田大明神線	大江町大字藤田字藤田原211番地の7から 大江町大字藤田字藤田原831番地の6まで
市野沢諏訪堂線	大江町本郷字下モ原312番地の2から 大江町本郷字原田丙602番地の1まで
諏訪堂中山線	大江町本郷字諏訪堂丙335番地の1から 大江町本郷字稻荷壇己836番地の3まで

### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと町長が認める場合は、この限りでない。

### 3 占用を制限する理由

災害が発生した場合に、電柱の倒壊等により緊急車両等の通行及び住民の避難が妨げられ、被害が拡大することを防止するため。

### 4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月1日